



石川経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

# 税理士法人みらい経営レポート

497号

今月の視点

## 「信託の活用」と事業承継・相続との係わり ～新しい家族信託の税金について考えよう パートⅣ～

今、家族信託が注目されています。「家族信託」は、財産管理制度のことです。そこで、実務上では主として「後見的財産管理機能」と事業承継などの「資産承継機能」の2つの機能を考えた活用例が実践されています。つまり、家族信託で実務上実践されている中心的なものは、本人や家族の中で、判断能力等が不十分な人の財産を管理し、活用する「後見的な財産管理（後見的財産管理機能）」と、本人の財産を次世代に円滑に承継帰属させる「資産・事業承継（家産承継）」の機能（資産承継機能）と言えます。

そこで、まず最初に、後見的財産管理機能の代表的制度である「成年後見制度」、そして資産承継に係わる遺言制度と比較し、家族信託の特徴を検討してみましょう。

### 1.成年後見制度の課題

(1) 成年後見制度は、本人自身の財産を管理し、守るのが基本の制度です。従って、法定後見人の職務は、本人自身の財産が減らないよう「財産の管理」が大切な仕事です。本人のために財産の運用は制限されており、親族のためではなく、本人のためだけの活用・管理するものです。

(2) 例えば、認知症の配偶者や障害を持つ子供のために、あるいは子供の教育のためにとって、本人自身の財産を使うことはできません。

使うことができるのは、原則として本人が負担している扶養義務としての義務を果たす範囲内での財産の処分です。

実務上実際には、その扶養義務を果たすこと自体に消極的な後見人もたまにいます。

### 【石川経営グループ主催望年会のご案内】

異業種交流会兼望年会を開催いたします。

日時：平成28年12月1日(木) 18時30分～20時30分（17時受付開始）

会場：中華料理「日月楼」 地下鉄六番町駅バスターミナル前

※望年会のご案内は同封の案内状をご覧ください。

(3) 成年後見制度は、個人事業を営む者にとって事業の運営継続を阻害する可能性が大きいと考えられます。

個人事業（例えば「不動産賃貸業」など）の多くの場合、本人である被後見人の銀行口座で事業が行われることが少なくありません。しかし、後見開始後は、その口座の預金は使えないばかりでなく、事業本体の財産（賃貸用不動産）も後見人の支配下に置かれて換価処分されてしまう可能性もあります。

後見人として適任な家族が後見人とならないケースが見受けられます。なぜなら裁判所では、親族後見人は倫理感に乏しく、本人のためでなく後見人のために財産を使うことがあると見られる場合があるからです。当初は本人の子など親族が後見人に就任するケースが圧倒的に多く、実に8割が親族後見人でした（初年度の数字は、子が成年後見人等を選任されたものが全体の約35%、兄弟姉妹が約16%、配偶者が約19%）。

しかし、現在では5割を切り、平成25年には、配偶者、親、子、兄弟姉妹およびその他親族が成年後見人等を選任されたものが全体の約42.2%、平成26年には35%となっているとの統計もあります。このため、親族自身が成年後見人となる申立てを控え始めていると考えられます。

500万円以上の預金限定ですが、後見制度の利用者の財産のうち、日常的な支払いに必要な金銭を預貯金等として後見人が管理する一方で、通常は使用しない金銭を信託銀行等に信託しておくという後見制度支援信託という仕組みがあります。その目的は、頻発する親族後見人等による横領等の不正行為の防止するために取り入れられたものです。この制度は、後見開始に当たって後見人に専門職を選任し、信託契約の必要性の有無を調査させて、これが適していれば信託契約を締結するというものです。この信託契約後は、信託財産の払い戻しや信託契約の解約にはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となるというものです。

この制度は、多くの問題点を含んでいます。本人死亡した場合、本人に戻ります。しかし、死亡なので誰に戻すのか？との課題もあります。

成年後見制度が正しく理解されずに、一部の親族によって悪用されているというケースも見受けられます。後見人による多額の使い込みがあるほか、診断書を作成する医師が成年後見制度を正しく理解せず診断書を作成している事例もあるようです。

## 2.成年後見制度の課題をカバーする家族信託

①成年後見制度ではできないが家族信託はできる

- 本人の財産を本人のみならず親族のためにも本人の財産を使える
- 財産の管理は、単なる保全だけにとどまらず、「運用」や「活用・処分」にも使える
- 財産を第三者に移転し、本人の判断能力が減退した後も裁判所等の規制を受けずに管理処分ができる
- 財産の「承継」（遺贈）に使える

②信託財産は、信託の設定により委託者本人の財産でなくなり、委託者が認知症にかかっても安心して財産の管理が可能です。

③金融資産は、後見制度支援信託制度の対象外に置かれ、いわゆる塩漬けにされることはありません。

④本人の意思である「信託の目的」に従って、後見制度ではできない様々な財産の給付（処分）ができます。

⑤任意後見制度とリンクさせて、本人や家族の生活の確保や最善の福祉の確保が可能となります。

### 3.遺言制度の課題

遺言は、いつでも撤回できます。大事な遺言が、不用意にちょっとした思い付きで撤回されてしまうことがあります。多くは、遺言者の判断能力の低下によるものと思われませんが、それに付け込む、いわゆる「悪魔の甘いささやき」で変更されてしまう例も少なくありません。

以上、ご質問・ご意見がありましたらどうぞお問合せいただけたら幸いです。

石川 光男

法律相談は当事務所顧問の永井・村田弁護士へ口答相談は無料です。

【トラブル防止は事前相談から】当事務所担当者へご連絡下さい。

#### 客を迎える心 (丸山敏雄一日一話より)

掃除がよく行き届いて、よこほどに装飾された店は、何とも言えぬすがすがしきです。

こうした中にいる人の心は、うきうきと朗らかな喜びと一種のハズミをもって、生き生きとしています。その空気、雰囲気にはきつけられて、お客も来るというものです。

心は、形に見えませんが、人にわからず、まわりに響きはないようですけれども、決して決してそうではありません。いちいちピンピンとはねかえるほど響き、応えてくれるものだとお考えください。

## 今後のセミナー

※各セミナー、前日までにFAXにてお申込みをお願いします。

### 1. 11月16日(水) 平川忠雄DVDセミナー

#### 『相続税修正申告と更正の請求の実務』

講師 柴田和浩(税理士法人みらい経営) 時間 17:00~18:00

会費 会員 500円 その他 1,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム

### 2. 12月2日(金) 相続セミナー

#### 『遺言書・遺言執行者について』

講師 秋江みほ(税理士法人みらい経営)

時間 16:10~17:50

会費 1,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム

## 【将軍の日(中期[5カ年]経営計画立案セミナー)】

自社分析・経営理念作成・5カ年計画数値立案を1日で完成させます。  
事業承継の為に、社員へ方向性を示す為に、経営計画を立案しませんか？

当事務所スタッフがお客様に寄り添い共に経営計画書を作成致します。

開催日時：相談に応じます

会場：税理士法人みらい経営

お問い合わせは 052-651-6000 担当 武田まで

過去開催実績 9社

**熱田・港倫理法人会のセミナー** お問い合わせはみらい経営まで **TEL 651-6000**

1. 11月9日(水) 倫理法人会特別セミナー  
テーマ 「 心にいい神様がいれば幸せになれる 」  
講師 中村 文也 氏  
時間 PM 6:45 ~ PM 7:45 会費 無料  
場所 都市センター
2. 11月10日(木) 第555回 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「 要物必与 重度障がいの娘から教えられたこと 」  
講師 小出 朋子 氏  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
3. 11月17日(木) 第556回 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「 足下に宝あり 」  
講師 井上 茂勝 氏  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
4. 11月24日(木) 第557回 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「 倫理法人会の役割? 倫理の実践で日本を変える? 」  
講師 村山 明子 氏  
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で『石川光男の紹介です』とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木3-7-15

TEL 052-331-6411

**11月の税務と労務**

- ・ 9月の決算法人の確定申告、納税 期限( 11月30日)
- ・ 3月の決算法人の中間申告、納税 期限( 11月30日)
- ・ 3月の決算法人の消費税の中間申告 期限( 11月30日)
- ・ 10月分源泉所得税納付 期限( 11月10日)

発行人 税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 **石川光男**  
〒456-0051 名古屋市中区熱田区四番二丁目14番34号  
**TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066**  
ishikawa@ishikawakk.or.jp